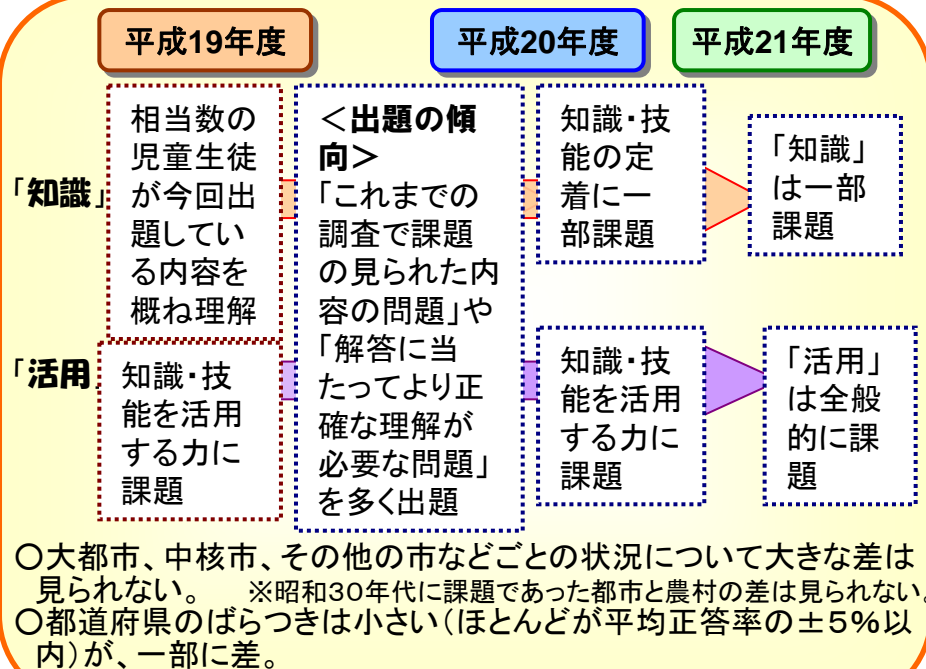


我が国の子どもたちの学力と学習の状況①

平成21年度全国学力・学習状況調査

- 平成21年度調査を平成21年4月21日に実施、8月27日結果提供・公表
- 小学校第6学年、中学校第3学年の児童生徒が対象（約235万人が調査に参加）
- 対象教科は国語、算数・数学（児童生徒と学校に対する質問紙調査も実施）
- 「知識」と「活用」（知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力など）に関する問題を出題

教科に関する調査の結果



児童生徒質問紙の結果

- 関心・意欲・態度については、算数・数学の勉強が好き、朝食を食べているなど多くの点について改善傾向が見られる。
- 学習に対する関心・意欲・態度、宿題、読書、基本的な生活習慣等で肯定的な回答をした小中学生ほど正答率が高い傾向。

学校質問紙の結果

- 全国学力・学習状況調査の分析・活用、国語・算数・数学の宿題をよく与える、PTAや地域の人々の参加等、学力向上のための取組が増加
- 学力低位層の割合が減少した学校では、学習規律の維持の徹底や、国語の宿題を与えている学校の割合が増加。
- 自分で調べたことや考えたことを分かりやすく文章で書かせる指導、書く習慣を身に付ける指導、実生活との関連を図った指導を重視している学校等の方が平均正答率が高い。

調査結果の積極的な活用を推進

①国において調査結果の積極的な活用を一層充実

- 基本的な分析に加え、**専門的・多面的な分析を推進**
- 教育指導や学習状況の**改善等に役立つ情報を積極的に発信**

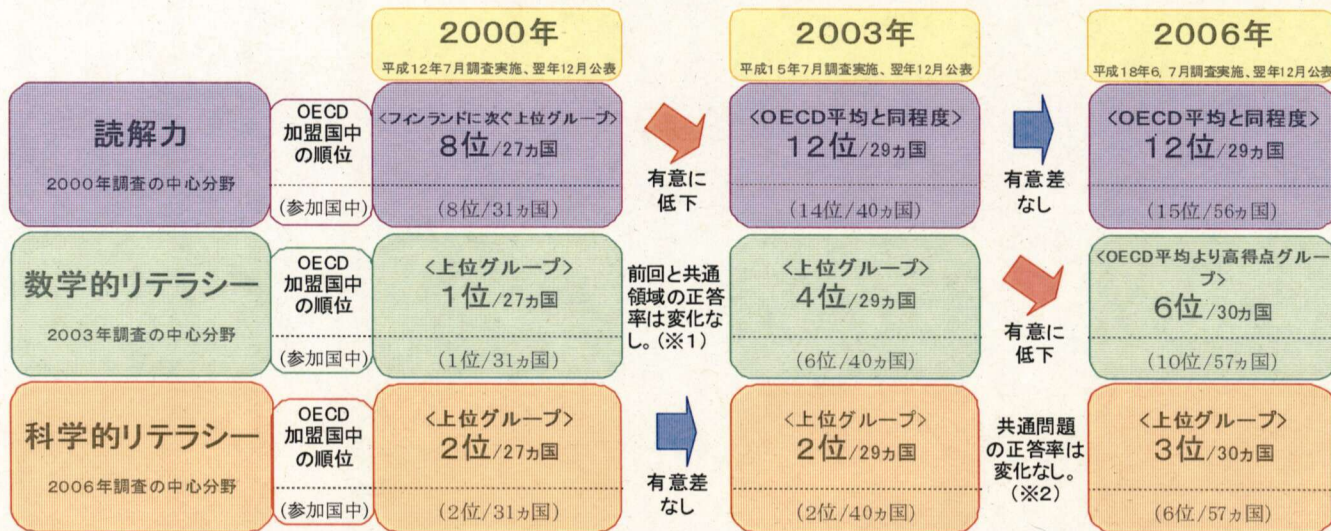
②教育委員会、学校等における調査結果を活用した取組を推進

- 各教育委員会、学校における学校改善に向けた計画的な取組を推進**
- 学校において、児童生徒への教育指導等の改善に活用**

我が国の子どもたちの学力と学習の状況②

◆ OECD生徒の学習到達度調査(PISA)の結果から

・PISA調査; OECDが15歳児(我が国では高校1年生)を対象に実施



◆ IEA国際数学・理科教育動向調査(TIMSS2007)の結果から

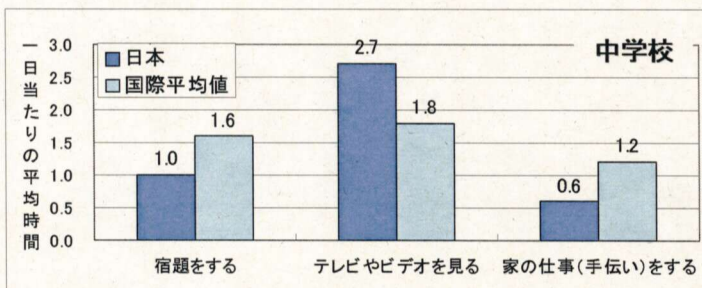
	小学校		中学校	
	算数	理科	数学	理科
2007年(第5回)	568点 (4位/36カ国)	548点 (4位/36カ国)	570点 (5位/48カ国)	554点 (3位/48カ国)
2003年(第4回)	565点 (3位/25カ国)	543点 (3位/25カ国)	570点 (5位/46カ国)	552点 (6位/46カ国)

・TIMSS調査はIEA(国際教育到達度評価学会)が昭和39年から行っている調査で、2007年は、小学4年生と中学2年生を対象に算数・数学、理科について調査。

・PISA調査のように「活用する力」ではなく、学校カリキュラムを通してどの程度知識が身についたかを調査。

・我が国の児童生徒の学力は、国際的に見て上位。平均得点はすべて前回以上だが、統計上の誤差を考慮すると前回と同程度。

・小学校で一部改善が見られるが、学ぶ意欲や学習習慣に課題があり、また、テレビやビデオを見る時間が長く、家の手伝いをする時間が短いなど生活習慣にも課題。



	勉強は楽しいと思う(小学校)	
	算数	理科
2007年	70%	87%
2003年	65%	81%
国際平均(2007)	80%	83%

新学習指導要領 実施スケジュール(概要)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園	告示 周知・徹底	全面実施				
小学校	告示 周知・徹底	先行実施 総則等		全面実施		
		算数、理科				
		教科書検定	採択・供給	教科書使用開始		
中学校	告示 周知・徹底	先行実施 総則等		全面実施		
		数学、理科				
		教科書検定	採択・供給	教科書使用開始		
高等学校	告示 周知・徹底	先行実施		総則等		年次進行 で実施
				先行実施(年次進行) 数学、理科		
				教科書検定※	採択・供給	教科書使用開始

※理数除く

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的考え方

教育基本法改正等で
明確になった
教育の理念を踏まえ、
「生きる力」を育成

知識・技能の習得と
思考力・判断力・表現力等
の育成のバランスを重視、
授業時数を増加

道徳教育や体育などの
充実により、豊かな心や
健やかな体を育成

2. 授業時数の増加

小学校

- 国語・社会・算数・理科・体育の授業時数を10%程度増加
- 週当たりのコマ数を低学年で週2コマ、中・高学年で週1コマ増加

中学校

- 国語・社会・数学・理科・外国語・保健体育の授業時数を実質10%程度増加
- 週当たりのコマ数を各学年で週1コマ増加

3. 教育内容の主な改善事項

言語活動の充実

- 国語をはじめ各教科等で記録、説明、批評、論述、討論などの学習を充実

理数教育の充実

- 国際的な通用性、内容の系統性の観点から指導内容を充実
〔台形の面積(小・算数)、解の公式(中・数学)、イオン、遺伝の規則性、進化(中・理科)〕
- 反復(スパイラル)による指導、観察・実験、課題学習を充実(算数・数学、理科)

伝統や文化に関する教育の充実

- ことわざ、古文・漢文の音読など古典に関する学習を充実(国語)
- 歴史教育(狩猟・採集の生活や国の形成、近現代史の重視等)、宗教、文化遺産(国宝、世界遺産等)に関する学習を充実(社会)
- そろばん、和楽器、唱歌、美術文化、和装の取扱いを重視(算数、音楽、美術、技術・家庭)
- 武道を必修化(保体/中1・2) ○総合的な学習の時間の学習の例示として、地域の伝統と文化を追加(小)

道徳教育の充実

- 発達の段階に応じて指導内容を重点化
〔人間としてしてはならないことをしない、きまりを守る(小)、社会の形成への参画(中) など〕
- 体験活動を推進 ○先人の伝記、自然など児童生徒が感動する魅力的な教材を充実
- 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実

体験活動の充実

- 発達の段階に応じ、集団宿泊活動、自然体験活動、職場体験活動などを推進(特別活動等)

外国語教育の充実

- 小学校に外国語活動を導入、聞くこと、話すことを中心に指導(小5・6)
- 中学校では聞く・話す・読む・書く技能を総合的に充実
(語数を増加〔900語程度まで→1200語程度〕、教材の題材を充実)

重要事項

- 幼小連携を推進、幼稚園と家庭の連続性を配慮、預かり保育や子育て支援を推進(幼稚園)
- 環境、家族と家庭、消費者、食育、安全に関する学習を充実
- 情報の活用、情報モラルなどの情報教育を充実
- 部活動の意義や留意点を規定
- 障害に応じた指導を工夫(特別支援教育)
- 「はじめ規定」(詳細な事項は扱わないなどの規定)を原則削除

高等学校学習指導要領の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的考え方

教育基本法改正等で
明確になった
教育の理念を踏まえ、
「生きる力」を育成

知識・技能の習得と
思考力・判断力・表現力等
の育成のバランスを重視

道徳教育や体育などの
充実により、豊かな心や
健やかな体を育成

2. 卒業単位数、必履修科目、教育課程編成時の配慮事項等

- 卒業までに修得させる単位数は、現行どおり74単位以上
- 共通性と多様性のバランスを重視し、学習の基盤となる国語、数学、外国語に共通必履修科目を設定するとともに、理科の科目履修の柔軟性を向上
- 週当たりの授業時数(全日制)は標準である30単位時間を超えて授業を行うことができることを明確化
- 義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けることを促進

3. 教育内容の主な改善事項

言語活動の充実

- 国語をはじめ各教科等で批評、論述、討論などの学習を充実

理数教育の充実

- 近年の新しい科学的知見に対応する観点から指導内容を刷新(例:遺伝情報とタンパク質の合成、膨張する宇宙像)
- 統計に関する内容を必修化(数学「数学Ⅰ」)
- 知識・技能を活用する学習や探究する学習を重視(「課題学習」(数学)の導入、「数学活用」「理科課題研究」の新設等)
- 指導内容と日常生活や社会との関連を重視(「科学と人間生活」の新設)

伝統や文化に関する教育の充実

- 歴史教育(世界史における日本史の扱い、文化の学習を充実)、宗教に関する学習を充実(地理歴史、公民)
- 古典、武道、伝統音楽、美術文化、衣食住の歴史や文化に関する学習を充実(国語、保健体育、芸術「音楽」、「美術」、家庭)

道徳教育の充実

- 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成することを規定
- 人間としての在り方生き方に関する学習を充実(公民「現代社会」、特別活動)

体験活動の充実

- ボランティア活動などの社会奉仕、就業体験の充実(特別活動)
- 職業教育において、産業現場等における長期間の実習を取り入れることを明記

外国語教育の充実

- 高等学校で指導する標準的な単語数を1,300語から1,800語に増加
- 授業は英語で指導することを基本(中学校、高等学校合わせて2,200語から3,000語に増加)

職業に関する教科・科目の改善

- 職業人としての規範意識や倫理観、技術の進展や環境、エネルギーへの配慮、地域産業を担う人材の育成等、各種産業で求められる知識と技術、資質を育成する観点から科目の構成や内容を改善

重要事項

- 体育、食育、安全教育を充実
- 環境、消費者に関する学習を充実
- 情報の活用、情報モラルなどの情報教育を充実
- 部活動の意義や留意点を規定
- 障害に応じた指導を工夫(特別支援教育)
- 「はじめて規定」(詳細な事項は扱わないなどの規定)を原則削除

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的考え方

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善に準じた改善

障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実

自立と社会参加を推進するため、職業教育等を充実

2. 主な改善事項

障害の重度・重複化、多様化への対応

- 障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを規定
- 重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定

一人一人に応じた指導の充実

- 一人一人の実態に応じた指導を充実するため、すべての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け
- 学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け

自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- 特別支援学校（知的障害）における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設
- 地域や産業界等と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定

交流及び共同学習の推進

- 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことを規定

授業時数の増加について

〔小学校〕

- 国語・社会・算数・理科・体育の授業時数を6年間で約1割増加
- 週当たりの授業時数を1・2年生で週2時間、3～6年生で週1時間増加

国語 : 1・2年生で週9時間に増加 算数 : 2～6年生で週5時間に増加
 理科 : 4～6年生で週3時間に増加 体育 : 1～4年生で週3時間に増加
 外国語活動 : 5・6年生で週1時間新設

		国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	体育	道徳	外国語活動	総合	特活	合計
1年生	新	9	—	4	—	3	2	2	—	3	1	—	—	1	25
	現行	8	—	3.4	—	3	2	2	—	2.6	1	—	—	1	23
2年生	新	9	—	5	—	3	2	2	—	3	1	—	—	1	26
	現行	8	—	4.4	—	3	2	2	—	2.6	1	—	—	1	24
3年生	新	7	2	5	2.6	—	1.7	1.7	—	3	1	—	2	1	27
	現行	6.7	2	4.3	2	—	1.7	1.7	—	2.6	1	—	3	1	26
4年生	新	7	2.6	5	3	—	1.7	1.7	—	3	1	—	2	1	28
	現行	6.7	2.4	4.3	2.6	—	1.7	1.7	—	2.6	1	—	3	1	27
5年生	新	5	2.9	5	3	—	1.4	1.4	1.7	2.6	1	1	2	1	28
	現行	5.1	2.6	4.3	2.7	—	1.4	1.4	1.7	2.6	1	—	3.1	1	27
6年生	新	5	3	5	3	—	1.4	1.4	1.6	2.6	1	1	2	1	28
	現行	5	2.9	4.3	2.7	—	1.4	1.4	1.6	2.6	1	—	3.1	1	27

※ 数字は1週間当たりの標準授業時数

合計	新	1461	365	1011	405	207	358	358	115	597	209	70	280	209	5645
時間数(※)	現行	1377	345	869	350	207	358	358	115	540	209	—	430	209	5367
	増加率	6.1%	5.8%	16.3%	15.7%	—	—	—	—	10.6%	—	—	—	—	5.2%

※ 6年間の合計標準授業時数(1単位時間は45分、授業は年間35週(1年生は34週))

※授業時数の増加は、平成21年度からの移行措置により段階的に実施
 (3年生から6年生については、平成21年度より新学習指導要領の授業時数により実施)

〔中学校〕

- 国語・社会・数学・理科・保健体育・外国語の授業時数を3年間で約1割増加
- 週当たりの授業時数を各学年で週1時間増加

国語 : 2年生で週4時間に増加 社会 : 3年生で週4時間に増加
 数学 : 1・3年生で週4時間に増加 理科 : 2・3年生で週4時間に増加
 保健体育 : 各学年で週3時間に増加 外国語 : 各学年で週4時間に増加

		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技・家	外国語	道徳	総合	特活	選択教科	合計
1年生	新	4	3	4	3	1.3	1.3	3	2	4	1	1.4	1	—	29
	現行	4	3	3	3	1.3	1.3	2.6	2	3	1	2~2.9	1	0~0.9	28
2年生	新	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	2	1	—	29
	現行	3	3	3	3	1	1	2.6	2	3	1	2~3	1	1.4~2.4	28
3年生	新	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	2	1	—	29
	現行	3	2.4	3	2.3	1	1	2.6	1	3	1	2~3.7	1	3~4.7	28

※ 数字は1週間当たりの標準授業時数

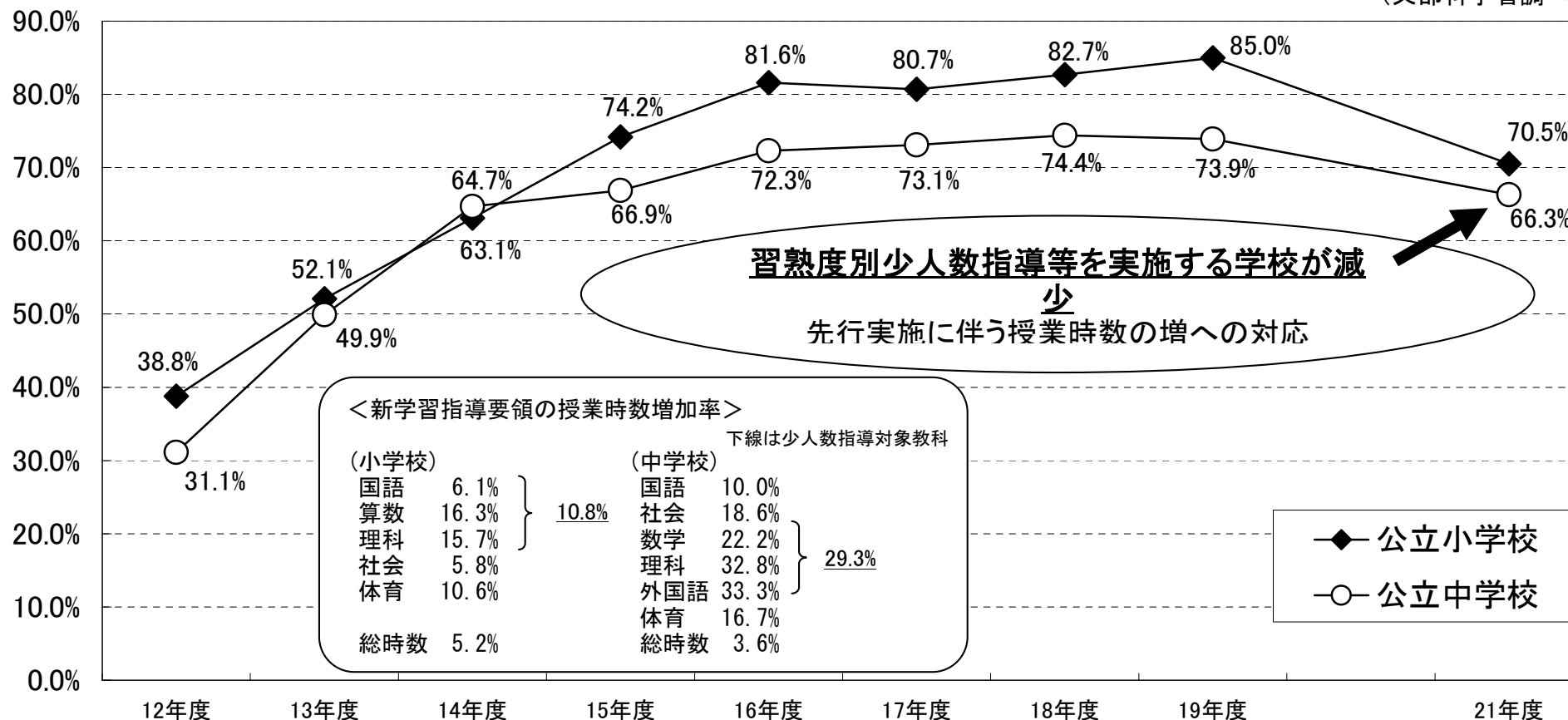
合計	新	385	350	385	385	115	115	315	175	420	105	190	105	—	3045
時間数(※)	現行	350	295	315	290	115	115	270	175	315	105	210~335	105	155~280	2940
	増加率	10.0%	18.6%	22.2%	32.8%	—	—	16.7%	—	33.3%	—	—	—	—	3.6%

※ 3年間の合計標準授業時数(1単位時間は50分、授業は年間35週)

※授業時数の増加は、平成21年度からの移行措置により段階的に実施
 (数学、理科については、平成22年度より新学習指導要領の授業時数により実施)

習熟度別少人数指導等の実施校の割合

(文部科学省調べ)



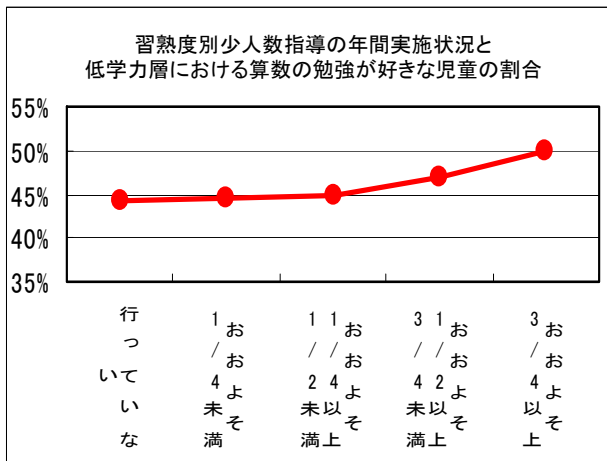
※ 数値は、公立小・中学校のうち、児童生徒の理解や習熟の程度に応じた指導を実施している学校の割合である。

※ 数値は、年間を通じて実施するものだけでなく、ある単元の学習等の特定の時期で実施した場合、特定の学年で実施した場合も含んでいる。

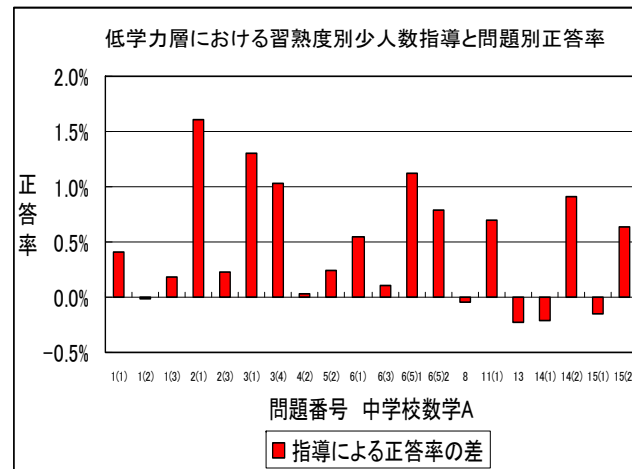
※ 平成20年度から学校の負担軽減の観点から隔年調査としたため、平成20年度は未調査。

習熟度別少人数指導の効果

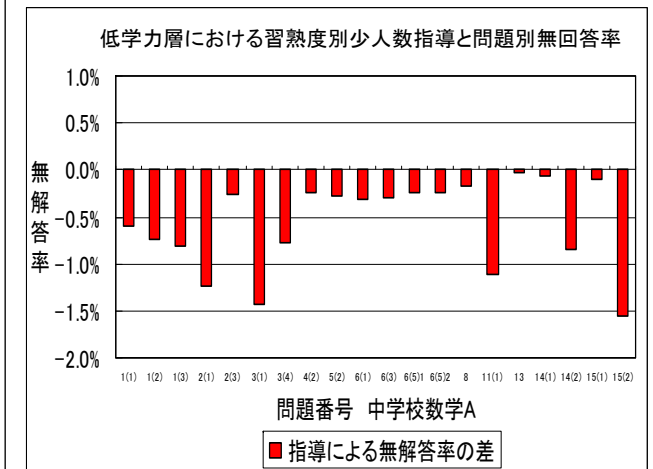
○習熟度別少人数指導を行うことにより、低学力層の児童生徒の学習に対する関心・意欲・態度が高まる傾向



○習熟度別少人数指導を受けた児童生徒の方が、受けなかった児童生徒よりも正答率が高い



○習熟度別少人数指導を受けた児童生徒の方が、受けなかった児童生徒よりも無回答率が低い (=解答意欲が高い)



「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の
学習指導要領等の改善について（答申）」【抜粋】

（平成20年1月17日 中央教育審議会）

9. 教師が子どもたちと向き合う時間の確保などの教育条件の整備等

- これまで述べてきたとおり、「生きる力」をはぐくむという理念を実現するに当たっては、個々の子どもたちの理解や習熟度に応じたきめの細かい教科指導、観察・実験やレポートの作成、論述といった知識・技能を活用する学習活動、職場体験活動といった体験活動などの充実に学校全体で取り組むことが求められる。

そのためには、教師が子どもたちと向き合う時間を確保することが必要である。このため、それに要する教師数を確保する観点から、教職員定数の改善が重要である。また、外部人材の活用や地域全体で学校を支援する体制の構築なども求められる。さらに、指導方法の改善や教科書の充実などを図り、子どもたちと向き合う時間を効果的・効率的に活用する必要がある。

このように、国と地方が協力して、教職員配置、教科書・教材、学校の施設・設備など教育を支える条件整備を確固たるものとする必要があり、教育基本法第17条の規定により新たに政府が定める「教育振興基本計画」の作成に当たっても、この点を重視すべきである。

また、学校が、地域と連携を深めながら、人材や時間を有効に活用し、一人一人の子どもたちに対してきめの細かい指導ができるかどうかは、学校の組織力にかかっている。学校における校長を中心としたマネジメントを確立し、組織力を高めることや、そのための教育行政の支援も重要な課題である。

(1) 教職員定数の改善

- 教師が子どもたちと向き合う時間を確保するに当たっては、何よりも教職員定数の改善が必要である。特に、学校が組織力を高めながら、一人一人の子どもたちにきめの細かい指導を行う上で、主幹教諭による学校マネジメント機能の一層の強化や教師の事務負担の軽減、習熟度別・少人数指導などのきめ細かい個に応じた指導の充実、特別支援教育の充実などが重要であり、このような観点から、必要な定数の改善を進めることが喫緊の課題である。

また、確かな学力を確立するために、年間授業時数の増加を図る場合には、定数改善をはじめ指導体制の整備を進める必要がある。

「教育振興基本計画」（抜粋）

（平成20年7月1日閣議決定）

第2章 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

（2）目指すべき教育投資の方向

小学校以降の初等中等教育段階については、多様な教育課題に対応するとともに一人一人の子どもに教員が向き合う環境づくりの観点から、きめ細かな対応ができる環境を実現するなど、質の高い教育を実現するための条件整備を図る必要がある。

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

（3）基本的方向ごとの施策

基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

- ① 知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する
 - ◇ 学習指導要領の改訂と着実な実施
授業時数や指導内容を増加する新学習指導要領の円滑な実施を図るために、教職員定数の在り方、算数・数学、理科に係る先行実施のための補助教材の作成・配布などの教育を支える条件整備について検討する。
 - ◇ 学校現場の創意工夫による取組への支援
学校現場の創意工夫による取組を支援するため、学級編制基準の弾力化、習熟度別指導・少人数指導の教員や小学校高学年での専科教員の適正配置、定数の適正化、地域の実情に応じた学校選択制の普及、教材開発などの教員のチームによる取組の支援、図書の充実を図る。
- ③ 教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる
教員は、子どもたちの心身の発達に関わり、その人格形成に大きな影響を与える存在であり、その資質・能力を絶えず向上させるため、適切な処遇や教員の養成・研修の充実、厳格な人事管理を促す必要がある。
教員が、授業等により一人一人の子どもに向き合う環境をつくるため、教職員配置の適正化や外部人材の活用、教育現場のICT化、事務の外部化等に総合的に取り組む。
- ◇ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
教員が子ども一人一人に向き合う環境づくりの観点から、教職員配置の適正化を行うとともに、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員、部活動の外部指導者等の学校の専門的・支援的スタッフや退職教員・経験豊かな社会人等の外部人材の積極的な活用を図る。

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

（4）特に重点的に取り組むべき事項

- ◎ 確かな学力の保証
- 新学習指導要領の実施
新学習指導要領の円滑な実施を図るために、教職員定数の在り方、教科書・教材、学校の施設・設備など教育を支える条件整備について検討する。
- ◎ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
- 教員の子どもと向き合う環境づくり
教職員配置の適正化を行うとともに、退職教員や経験豊かな社会人などの外部人材の積極的な活用、「学校支援地域本部」等の地域住民による学校支援の取組、調査の見直し、教育現場のICT化、事務の簡素化・外部化などの取組を支援する。

「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」（抜粋）

（中央教育審議会 平成17年10月26日）

第Ⅱ部 各論

第3章 地方・学校の主体性と創意工夫で教育の質を高める

－学校・教育委員会の改革－

（3）国と地方、都道府県と市区町村の関係・役割

エ 教職員配置の改善と市区町村、学校への学級編制に係る権限の移譲

○ 義務教育のナショナル・スタンダードを設定しそれが履行されるための諸条件を整備する観点から、国が学級編制及び教職員配置についての基準を明確にすることは重要であり、早急に次期定数改善計画を策定する必要がある。これにより、少人数教育の一層の推進や、学習指導や特別支援教育の充実、養護教諭、栄養教諭、事務職員、司書教諭の配置充実、外国人児童生徒への支援の充実など、今日的な教育上の課題に迅速かつ適切に対応した教職員配置の改善を進める必要がある。

○ その上で、今後は学校の判断により地域や学校の実情に合わせた指導形態・指導方法や指導組織とするため、現行制度を見直し、学級編制に係る学校や市区町村教育委員会の権限と責任を拡大する必要がある。

例えば、義務標準法による教職員の標準定数について都道府県ごとの算定から市区町村ごとの算定に改めることや、学校や市区町村教育委員会の判断で学級編制が弾力的に実施できるようにすることなど現行の学級編制の仕組みを見直す必要がある。

また、学校や市区町村教育委員会の判断で少人数学級編制を可能とすることができるよう、これまで例外的な措置とされていた40人学級を下回る学級編制が自由に選択できる制度とする必要がある。

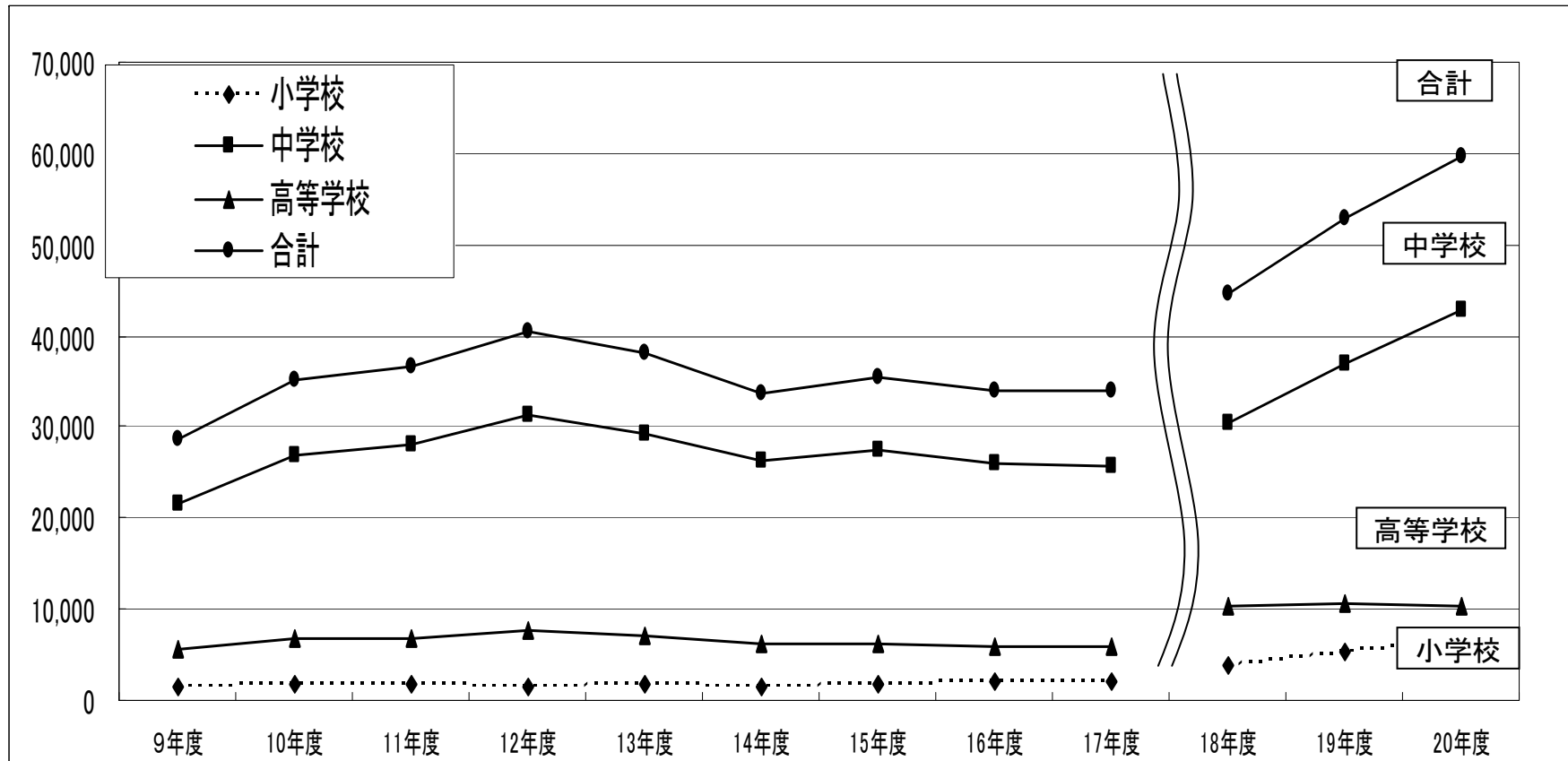
その際、各都道府県に対し教育上の特別な事情に基づきさらに必要とされて加えられる定数（いわゆる教職員定数の加配定数）について、その配分と運用ルールの見直しを検討すべきである。

暴力行為の現状について

●暴力行為の発生件数(国公私・小中高)

平成20年度：59,618件（前年度52,756件）

※前年度より約7千件増加(国公私合計)し、小・中学校で過去最高の件数に上る。



(注)平成18年度から、

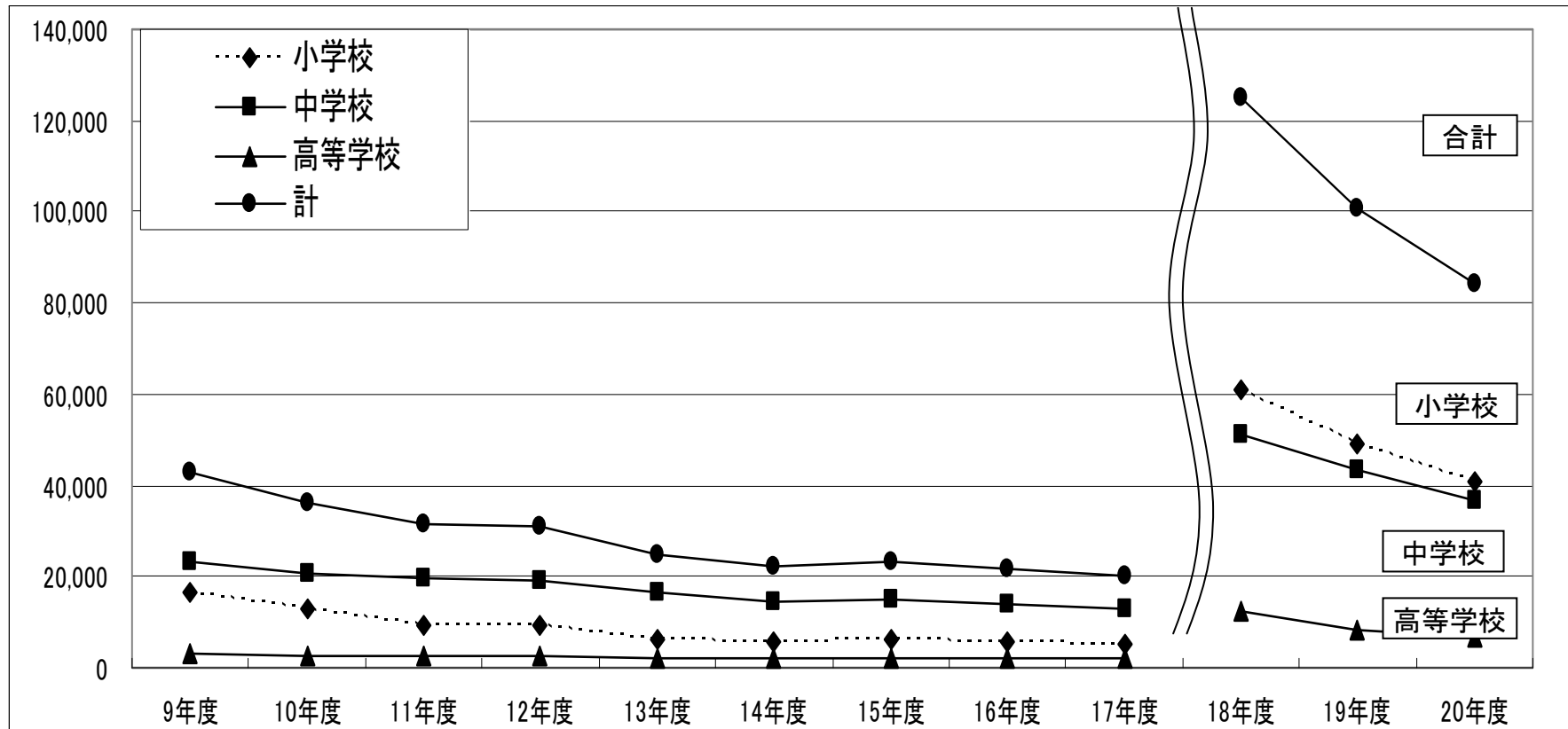
- ・国・私を調査対象に追加。
- ・怪我や外傷、診断書、被害届の有無に関わらず、暴力行為があれば全て計上することを明確化。

いじめの現状について

●いじめの認知件数(国公私・小中高)

平成20年度：84,648件（前年度101,097件）

※前年度より約1万6千件減少(国公私合計)しているが、依然として相当数に上る。



(注)平成18年度から、

- ・国・私を調査対象に追加。
- ・いじめられた児童生徒の立場に立って、より実態に即して把握できるよう、いじめの定義を見直し、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とした。
- ・アンケート調査や個別面談など、直接状況をきく機会を設けるよう徹底

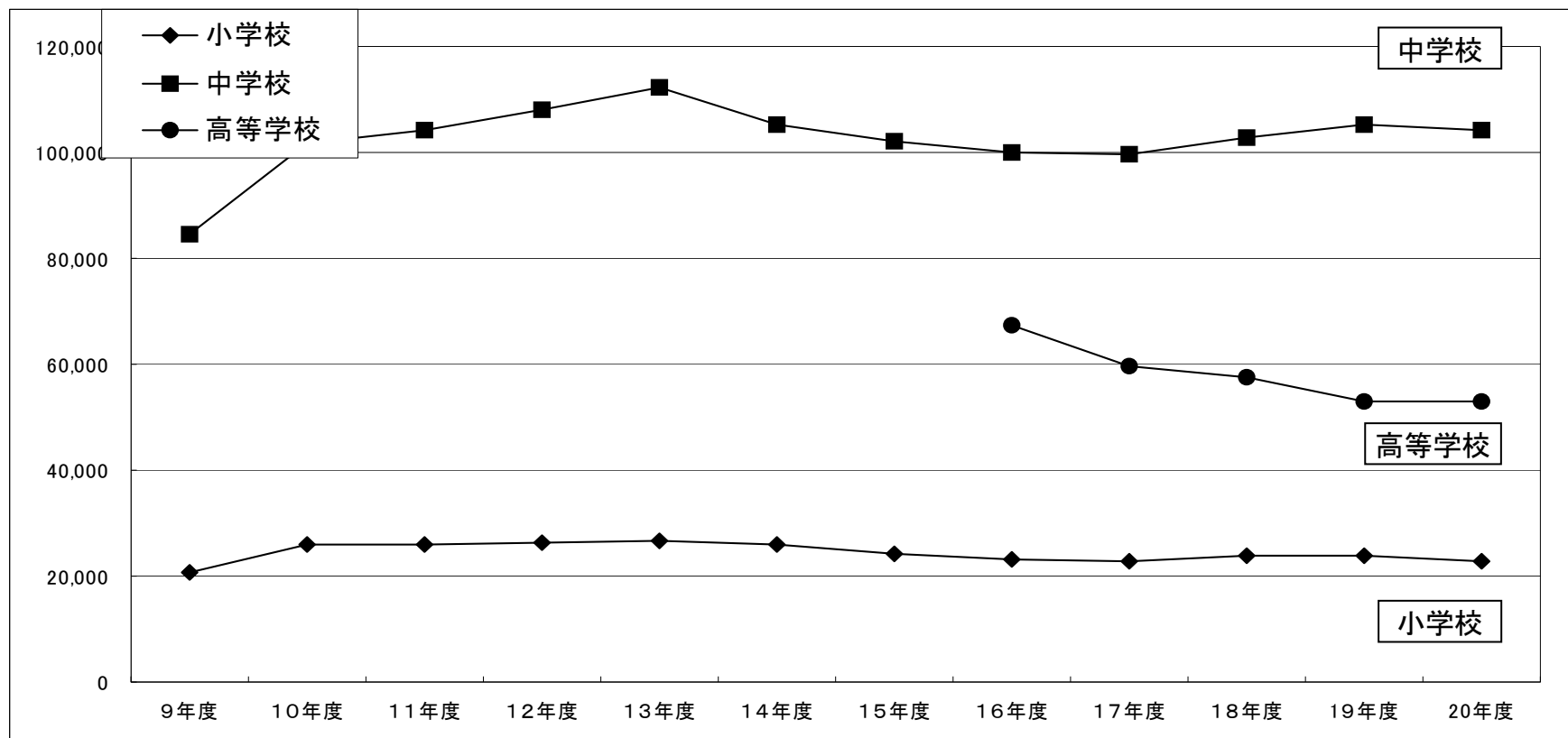
不登校の現状について

●不登校児童生徒数(国公私・小中高)

平成20年度：179,829人（前年度182,296人）

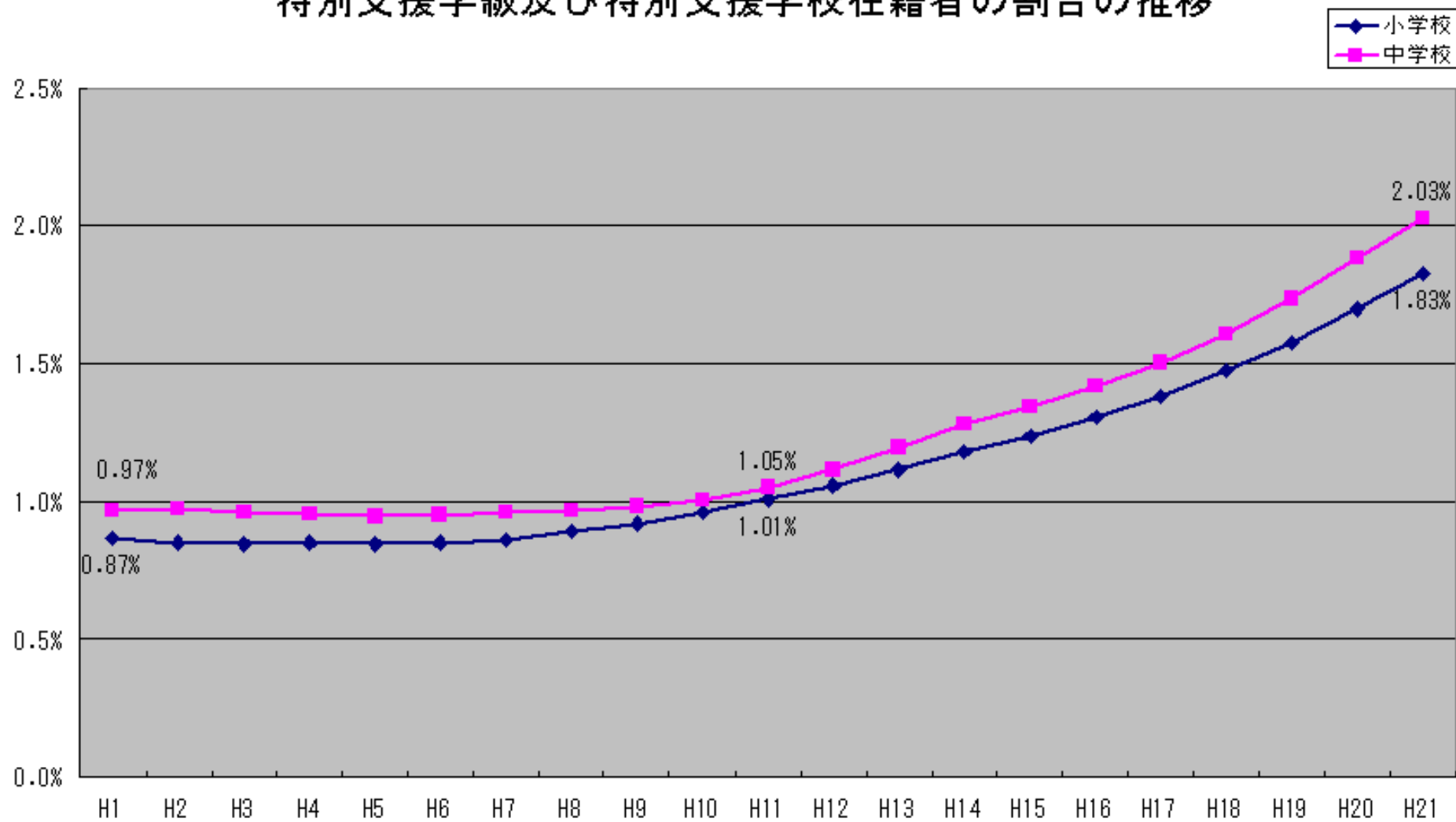
小学校：22,652人 中学校：104,153人 高等学校：53,024人

※前年度より約2千件減少(国公私合計)しているが、依然として相当数に上る。



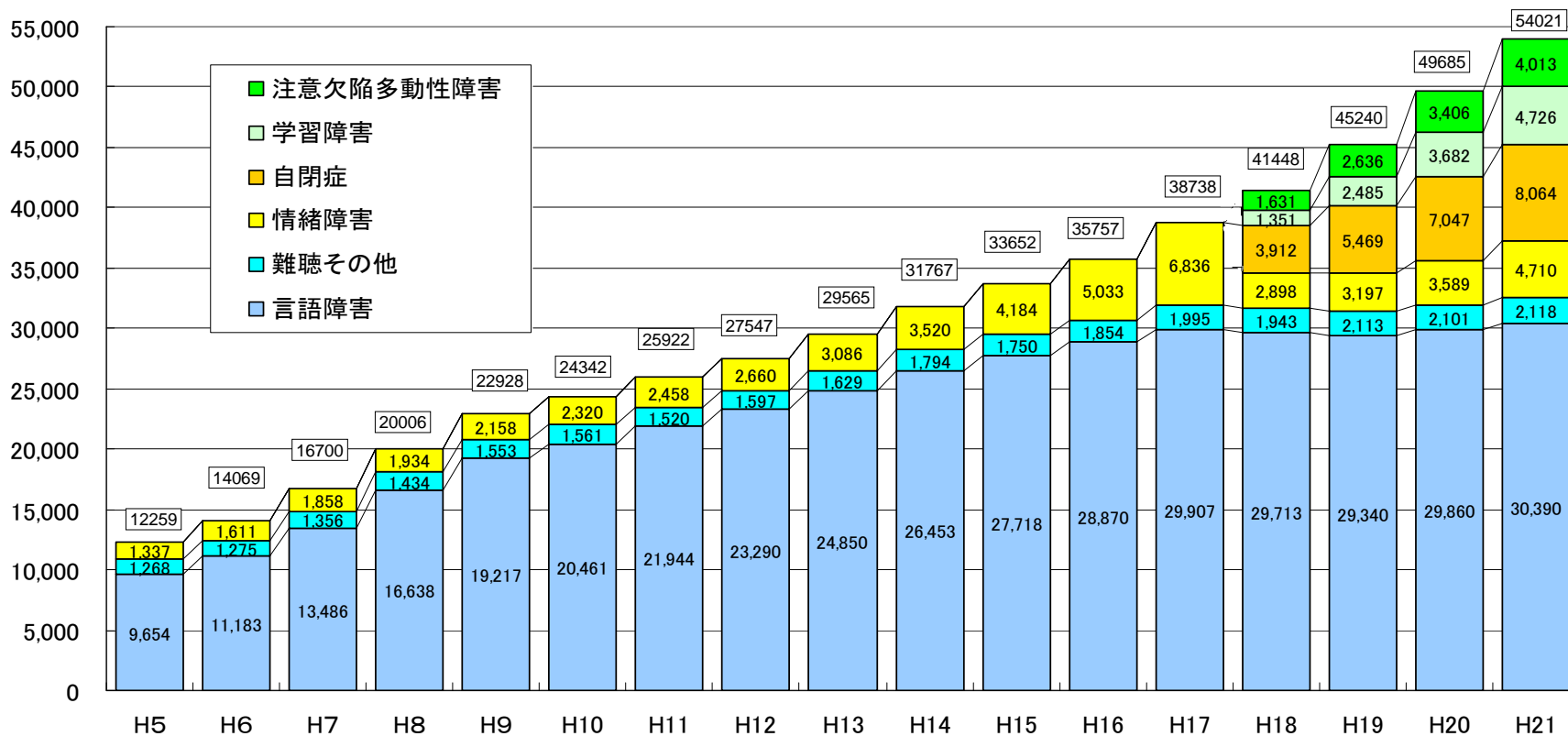
注)年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的理由によるものを除く)」をいう。

特別支援学級及び特別支援学校在籍者の割合の推移



【出典】文部科学省「学校基本調査」

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



【出典】文部科学省「通級による指導実施状況調査」

※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定
 (併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導の対象として対応)